

策定経過

1 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 推進部会 各回の議事概要

	会議名	日付	検討内容
1	平成29年度 第1回推進部会	2017年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次経営計画策定体制について 第3次経営計画までの歩みの確認 第4次経営計画の考え方について
2	平成29年度 第2回推進部会	2017年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール確認 グループ協議「5年後の新宿のまちについて。そこに至るための新宿社協への期待や役割について」
3	平成29年度 第3回推進部会	2018年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次経営計画の基本理念（案）について 経営方針（案）について
4	平成30年度 第1回推進部会	2018年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> 新宿社協6つの取り組み（育てる、支援する、つなぐ、発信する、災害時への備え、運営する）
5	平成30年度 第2回推進部会	2018年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の構成（案）について 施策（案）について ヒアリング結果報告 第4次経営計画での重点的な取り組み内容について
6	平成30年度 第3回推進部会	2018年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次経営計画のキーワードについて 第4次経営計画での重点的な取り組み内容について
7	平成30年度 第4回推進部会	2018年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次経営計画（素案）の確認 自立相談支援事業、地区支援担当、ボランティアコーナー配置の変更について
8	平成30年度 第5回推進部会	2019年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次経営計画（案）の確認 地区支援担当について 資料編、用語集について
9	平成30年度 第6回推進部会	2019年2月22日	第4次経営計画 推進部会検討結果 会長への答申

<その他の策定会議>

- ◆平成29年度第2回でのグループ協議内容について、意見の統合・グループ化作業
- ◆若者が運営するボランティア団体や外国籍の方を支援する団体などを対象として、現状と課題、今後の展望について、ヒアリングを実施
- ◆新宿社協職員による経営計画ミーティング（計20回）

2 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 推進部会 委員名簿

【敬称略】

氏名	所属等	選出分野
山本 美香 (部会長)	東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授	学識経験者
貫名 通生 (副部会長)	新宿区民生委員・児童委員協議会 会長	新宿社協理事
鱒沢 信子	新宿区民生委員・児童委員協議会 副会長	
大浦 正夫	新宿区町会連合会 副会長	
今井 康之	新宿区障害者福祉協会 専務理事	障害福祉分野
玉腰 勲	ふるさとの会 新宿サポートセンター センター長	生活福祉分野
宮崎 雅啓 (2017.4.1～2018.10.31)	新宿CSRネットワーク (株)日本財託 常務取締役総務部長	企業・社会貢献分野
塩谷 直之 (2018.11.1～2018.3.31)	新宿CSRネットワーク (株)日本財託 総務部主任	
櫛山 博文 (2018.4.1～)	新宿CSRネットワーク (株)京王プラザホテル 監査室長	
小川 和江	東京都社会福祉協議会地域福祉部 地域福祉担当 統括主任	東社協職員
秦 実千代	看護小規模多機能型居宅介護サービス 坂町ミモザの家 管理者	四谷地区社協部会
平尾 輝子 (2017.4.1～2018.3.31)	家族会神楽坂フレンズ2代表 ちょこっと・暮らしのサポート事業協力員	笹筒町地区社協部会
沖 亜矢 (2018.4.1～)	ゆったりーの 理事	
細谷 理恵子 (2017.4.1～2018.3.31)	ファミリーサポート事業 提供会員 地域福祉権利擁護事業 生活支援員	榎町地区社協部会
野津 禎二 (2018.4.1～)	訪問介護事業所K-WORKER 所長	
芳賀 典子	オンリー・ワン 代表 (カフェだんだん運営、ポコ・ア・ポコ運営)	若松町地区社協部会
竹内 和正	西戸山タワーホームズ自治会 会長	大久保地区社協部会
浅川 毅 (2017.4.1～2018.3.31)	ちょこっと・暮らしのサポート事業 協力員 施設ボランティア活動者	戸塚地区社協部会
仲村 智憲 (2018.4.1～)	認知症対応型デイサービス より処まんまる庵 管理者	
長崎 恵子 (2017.4.1～2018.3.31)	高齢者食事サービス なでしこ 代表	落合第一地区社協部会
松田 智子 (2018.4.1～)	ぬくもりサロン ちょこっと・暮らしのサポート事業 協力員	
増田 悠紀子 (2017.4.1～2018.3.31)	西落合サロン 代表	落合第二地区社協部会
佐藤 雅明 (2018.4.1～)	コミュニティカフェこみちをぬけて 代表	
高橋 秀子	つのはず友遊カフェ 実行委員	柏木・角筈地区社協部会
松田 浩一 (2017.4.1～2018.3.31)	新宿区福祉部地域福祉課 課長	行政機関
鯨井 庸司 (2018.4.1～)	新宿区福祉部地域福祉課 課長	

<委員の構成>

新宿社協理事、障害分野、生活福祉分野、企業、学識経験者、東京都社会福祉協議会、各地区の社協部会、行政機関から選出された委員で構成し、協議を行いました。

3 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 社協部会 検討概要

<平成 28・29 年度>

「高齢者の生活を地域全体で支えるしくみづくりについて」

全 8 回開催し、高齢者の生活支援ニーズ、住民主体の生活支援サービスの創出について検討をすすめ、高齢者の生活を地域全体で支えるしくみづくりへの提言を行いました。

<平成 30 年度>

「高齢者の生活を地域全体で支える取り組みの実践及び継続について」

全 4 回開催し、前期社協部会での提言及び引き続き協議が必要な内容について、各地区で具体的な活動の展開へつながる議論を行ないました。社協部会での検討を契機に、地域での居場所活動の広がりや担い手講座などの新たな取り組みが始まりました。

4 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 社協部会 委員名簿

【敬称略】

四谷地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎	大友 敏郎	地区協議会
○	宮越 裕子	施設・団体(児童・子育て)
☆	秦 実千代	介護事業所など
	小澤 友治 (2016.7 ~ 2018.3)	町会・自治会
	窪田 征夫 (2018.4 ~)	
	藤井 公子	民生委員・児童委員協議会
	村中 知恵	施設団体(若年認知症)
	島根 久子	地域活動(サロン運営)
	後藤 静恵	社協ボランティア
	原田 聡子 (2016.7 ~ 2018.3)	高齢者総合相談センター
	梅田 真一郎 (2018.4 ~)	

笹筒町地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎	津吹 一晴	町会・自治会
○	東内 純子	社協ボランティア
☆	沖 亜矢	施設・団体(子育て)
	平尾 輝子	地域活動(家族会)
	坂本 美代子 (2016.7 ~ 2018.3)	民生委員・児童委員協議会
	室澤 一三 (2018.4 ~)	
	永桶 八重子	地区協議会
	小林 一江	高齢者施設
	鈴木 隆	介護事業所など
	小野澤 千夜子 (2016.7 ~ 2018.3)	高齢者総合相談センター
	大塚 香 (2018.4 ~)	

榎町地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎	貝田 千恵子	地域活動(サロン運営)
○	細谷 恵理子	地権生活支援員、社協ボランティア
☆	野津 禎二	介護事業所など
	中村 廣子	町会・自治会
	永井 聖子	民生委員・児童委員協議会
	伊藤 京子	地区協議会
	小菅 知三	NPO(子育て支援)
	太田 健治	高齢者施設
	大塚 隆寛 (2016.9 ~ 2017.3)	高齢者総合相談センター
	真田 修平 (2017.4 ~)	

若松町地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
	高松 幹之輔 (2016.7 ~ 2018.3)	町会・自治会
◎	多賀 敏雄 (2018.4 ~)	
○	中村 尚子	地域活動(サロン運営)
☆	芳賀 典子	地域活動(カフェ運営)
	永井 節美	民生委員・児童委員協議会
	田邊 一枝	地区協議会
	小嶋 学 (2016.7 ~ 2018.3)	高齢者施設
	石川 絵梨 (2018.4 ~)	
	霜田 えり	介護事業所など
	早乙女 和雄 (2016.7 ~ 2018.6)	社協ボランティア
	永田 良忠 (2018.7 ~)	
	安久 陽子 (2016.7 ~ 2017.3)	高齢者総合相談センター
	金子 雪美 (2017.4 ~)	

大久保地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎☆	竹内 和正	町会・自治会
○	森田 恵美子	民生委員・児童委員協議会
	守重 有子	地区協議会
	高岡 宏	高齢者施設
	成島 慎二 (2016.7～2018.3)	介護事業所など
	藤木 千恵 (2018.4～)	
	古澤 啓代	調剤薬局
	加藤 登美子	地域活動(高齢者食事グループ)
	宮川 淡	社協ボランティア
	川上 ひろみ (2016.7～2018.3)	高齢者総合相談センター
	青 柿 亘 (2018.4～)	

戸塚地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎	小林 比呂子 (2017.4～)	高齢者施設
	長澤 武嗣 (2016.7～2018.3)	
○	村田 芳子	地区協議会
☆	仲村 智憲 (2018.4～)	高齢者施設
	鵜飼 明弘 (2016.7～2018.3)	NPO(介護者支援)
	白子 君代	町会・自治会
	保延 千恵	民生委員・児童委員協議会
	塩川 隆史	介護事業所など
	長谷川 淳	高齢者施設
	浅川 毅	社協ボランティア
	松崎 哲平	高齢者総合相談センター

落合第一地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
◎	長崎 恵子	地域活動(食事サービス)
○	森山 崇	地区協議会
☆	松田 智子	地域活動(サロン運営)
	片野 通子	町会・自治会
	津田 和子	民生委員・児童委員協議会
	森岡 真也	介護事業所など
	赤荻 洋 (2016.7～2018.3)	高齢者施設
	森本 豪 (2018.4～)	
	中山 利彦	施設・団体(子ども)
	塩野 智夫	高齢者総合相談センター

落合第二地区社協部会(9名)

	氏名	選出分野
	花村 芳郎 (2016.7～2017.3)	高齢者施設
◎	佐伯 修悦 (2017.4～)	
○	久田 光子	民生委員・児童委員協議会
☆	佐藤 雅明 (2018.4～)	地域活動(サロン運営)
	工藤 広子	町会・自治会
	槇 カネ子	地区協議会
	村中 信介 (2016.7～2018.6)	高齢者施設
	丸山 めい (2018.7～)	
	寺村 瞳妙 (2016.7～2018.3)	高齢者施設
	篠原 吉紀 (2018.4～)	介護事業所など
	堀口 梓	施設・団体(障害)
	増田 悠紀子 (2016.7～2018.3)	地域活動(サロン運営)
	市川 康隆 (2016.7～2018.3)	高齢者総合相談センター
	田中 亮太 (2018.4～)	

柏木・角筈地区社協部会(12名)

	氏名	選出分野
◎	竹内 洋一	地区協議会《柏木》
○	鮎沢 繁利	地区協議会《角筈》
☆	高橋 秀子	地域活動(サロン)、福祉教育《角筈》
	田中 稔	町会・自治会《柏木》
	関根トシ子	町会・自治会《角筈》
	横山 和子	民生委員・児童委員協議会《柏木》
	岡崎 淑子	民生委員・児童委員協議会《角筈》
	竹内 清貴 (2016.7～2018.3)	高齢者施設《柏木》
	篠野 映子	介護事業所など
	高橋 久子	施設・団体(精神障害)《柏木》
	井原 敬子	地域活動(食事サービス)《角筈》
	中島 芳江 (2018.4～)	地域活動(食事サービス)《柏木》
	中澤 宏明 (2016.7～2018.3)	高齢者総合相談センター
	伊藤 愛子 (2018.4～)	

- ◎ 部会長
○ 副部会長
☆ 推進部会委員

(2019年3月末時点)

<委員の構成>

民生委員・児童委員協議会、町会・自治会関係者、地区協議会関係者、高齢者総合相談センター、介護事業所、高齢者施設、地域福祉団体などから選出された委員で構成し、特別出張所地区ごとの9部会で協議を行いました。(各地区委員は9名、柏木・角筈地区は合同のため委員12名)

5 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第34条第3項の規定に基づき、部会について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 協議会に、社協部会と推進部会を設置する。
2 社協部会は、新宿区の特別出張所所管区域ごとに設置する。ただし、地域の実情に応じて合同で設置することができる。
3 推進部会は、各社協部会の代表委員等による協議体とする。

(構成等)

第3条 部会の委員は、社協理事・評議員、会員、民生委員・児童委員、町会・自治会関係者、地区協議会関係者、行政関係者、学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から、会長が委嘱する。
2 社協部会の委員は、特別出張所ごとに9名以内とする。ただし、第2条第2項ただし書きによる合同設置の場合は12名以内とする。
3 推進部会の委員は、18名以内とし、各社協部会の委員1名が参加するものとする。

(所掌事務)

第4条 部会は、理事会の補助機関とする。
2 社協部会は、次に挙げる事項を所掌する。
(1) 新宿区社会福祉協議会経営計画(以下、「経営計画」という。)の事業実施を通じて、解決すべき地域課題について協議、提言する。
(2) その他、会長が必要と認める事項
3 推進部会は、次に挙げる事項を所掌する。
(1) 経営計画の進捗状況及び中間の見直しに関すること
(2) 次期経営計画に関すること
(3) その他、会長が必要と認める事項

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 理事、評議員及び行政関係者の中から委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間

とする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第6条 部会には部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会の部会長・副部会長は委員の互選による。
3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、議長を勤める。

2 推進部会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催することができる。
3 部会長は、別に定める様式により会議要録を作成するものとする。
4 事務局長及び事務局次長は、部会に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を協議会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は協議会事務局が行う。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。